

令和 7 年度労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約 (条例第 6 条第 1 項第 1 号関係) [単位: 円 (1 時間あたり)]

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,770	27	普通船員	2,940
2	普通作業員	2,640	28	潜水士	4,630
3	軽作業員	1,830	29	潜水連絡員	3,570
4	造園工	2,830	30	潜水送気員	3,570
5	法面工	3,260	31	山林砂防工	3,340
6	とび工	3,150	32	軌道工	4,780
7	石工	—	33	型わく工	3,330
8	ブロック工	3,470	34	大工	3,250
9	電工	2,820	35	左官	3,030
10	鉄筋工	3,020	36	配管工	2,740
11	鉄骨工	2,890	37	はつり工	3,400
12	塗装工	3,070	38	防水工	3,080
13	溶接工	3,570	39	板金工	3,300
14	運転手 (特殊)	2,890	40	タイル工	—
15	運転手 (一般)	2,640	41	サッシ工	3,380
16	潜かん工	4,150	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	5,180	43	内装工	3,470
18	さく岩工	3,420	44	ガラス工	3,150
19	トンネル特殊工	5,180	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3,470	46	ダクト工	2,890
21	トンネル世話役	5,090	47	保温工	3,250
22	橋りょう特殊工	3,880	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,790	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,720	50	交通誘導警備員 A	2,000
25	土木一般世話役	3,180	51	交通誘導警備員 B	1,650
26	高級船員	3,580			

(注) 石工、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1, 120 円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定 (条例第 6 条第 1 項第 2 号関係)

労働報酬下限額	1, 120 円 (1 時間あたり)
---------	--------------------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10 円未満の端数がある場合には、10 円単位に切り上げる。